

第2回検討会議後に提出された意見への対応

		主な意見	対応(案)	
全体	教育委員会	「目的」と「基本理念」をともに設けると分かりづらい。基本理念を含める形で目的を記載したほうが良いのではないか。	「目的」には条例を制定する理由を、「基本理念」には自転車の安全で適正な利用を促進するに当たり県及び県民等が踏まえるべき共通認識について記載した。ご意見を踏まえ、「基本理念」の位置づけがわかるよう、「各主体の基本的な責務」の「県」の責務として「 基本理念にのっとり 」を追加。	
各主体の基本的な責務	県	道路維持課 意見はないが、A3の表における建設局と警察との役割分担の明示について確認したい。	自転車通行空間を含む道路等の計画的な整備を担う建設局と、交通規制・管制を担う愛知県警察の責務を併せ「 道路交通環境の整備 」と記載した。	
	自転車利用者	嶋田委員	「自転車利用者」が遵守する「交通安全に関する法令」とは何か。具体的に示す必要はないか。例えば「 道路交通法 」がメインであれば「 道路交通法その他の法令 」としてもよいかもしれない。	ご意見を踏まえ、「 道路交通法その他の法令 」に修正。
		教育委員会	「 自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め 」は不要ではないか。（「自転車の安全で適正な利用に必要な知識・技能の習得」と重複すると思われる。	「 自転車の安全で適正な利用に関する理解 」は、自転車を安全で適正に利用することの必要性に対する理解が主であり、「 必要な知識と技能の習得 」は具体的な交通ルールや自転車の乗り方等が主である。自転車利用者には、「 知識や技能の習得 」以前に、なぜ自転車を安全に利用しなければならないのかを認識してもらう必要があり、基本的な責務として記載した。
		教育委員会	「 車両の運転者としての責任を自覚し、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、歩行者又は他の車両の通行に配慮する等安全な利用 」は、当然求められるものであり、「 努めなければならない 。」は不適當。	ご意見を踏まえ、「 利用しなければならない 」に修正。
		教育委員会	自転車利用者等の責務に「 盗難防止 」は、 範囲を広げすぎている 。	鍵をかける、車庫等に入れ保管するなど、盗難防止にもつながる適正な車両管理は、自転車という車両を保持し利用する者の責任で行うべきものであり、自転車の「 適正な利用 」も、本条例の趣旨であると考える。
		高野委員	街中で使用されている自転車には、ギヤ・チェーン、ハンドル、ブレーキの整備不良が決して少なくない。自転車の点検、安全確認に意識を持つような対策について、意見を交わしたい。	ご意見のとおり、自転車の点検整備等について、「各主体の基本的な責務」の「 自転車利用者 」の責務として記載済み。
	自転車利用事業者、学校の長	教育委員会	いずれも自転車利用者の関係者として取組を推進する立場であることから、「 自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め 」は不適切(不要)。	「 自転車の安全で適正な利用に関する理解 」は、自転車を安全で適正に利用することの必要性に対する理解が主であり、学校の長、事業者も取組を推進するためには、まず必要性を認識してほしいので、従来の記述のままとする。また、自転車利用事業者及び自転車貸付事業者は、自転車を事業や貸付の用に供する以上、自転車の安全利用の必要性を十分認識した上で実施する必要があると考えるため、従来の記述のままとする。

主な意見			対応(案)
自転車交通安全教育の促進	保護者、学校の長	片山委員 <p>幼保小(小1～2年)では、まずは歩行者教育が十分実施される必要があるため、保護者及び学校の長の責務に「歩行者教育を基礎として」を追記するかQ&A等でその旨を記載してほしい。</p> <p>また、第10次愛知県交通安全計画及び2020年愛知県交通安全実施計画と合わせるため、小中学生と高校生以上の大人を分け、以下のとおり修正してほしい。</p> <p>「児童、生徒(中学生)に対し、発達段階に応じて、交通社会人の基礎基本となる歩行者交通安全教育の実施を前提として、その上で、乗り物運転者としての自転車交通安全教育又は啓発を行わなければならない」</p> <p>「生徒(高校生)、学生に対し、自転車交通安全教育又は啓発を行うよう努めなければならない。」</p>	<p>ご意見を踏まえ、「保護者」及び「学校の長」の責務に「その発達段階に応じて」を追記。</p> <p>なお、第10次愛知県交通安全計画及び2020年愛知県交通安全実施計画(以下、「計画等」という。)における「交通安全教育」は、歩行者や二輪車、四輪車の交通ルール遵守等について段階的・体系的に学ぶよう記載されたものだが、「自転車交通安全教育」は、自転車利用に特化した内容であり、自転車の利用状況は、地域の実情や各学校の通学方法等によって異なるため、計画等に記載された「交通安全教育」と同様に、一律に義務とすべきものではないと考える。また、歩行者教育については、小中学生に限らず全ての年齢において必要であり、「交通安全教育」全体に関わる内容であるため、本条例のあり方(案)には記載せず、Q&A等にて補足する。</p>
	ヘルメットの着用促進	<p>自転車利用者</p> <p>嶋田委員 (自転車損害賠償責任保険等の加入促進の項にて、「自転車利用者(未成年者を除く)」となっていることを受け)「6 乗車用ヘルメットの着用促進」などの「自転車利用者」は、「未成年者を除く」にはしないのか (「保護者」に対して、「監護する未成年者が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。」としているため。)</p> <p>学校の長</p> <p>教育委員会 部活動等で自転車が利用されるのは、土日や長期休業中に限られること、部活動は教育課程外の活動であること、部活動での自転車利用を許可制としている学校がないこと、児童生徒にヘルメットを着用させる努力義務は一義的に保護者にあることから、通学者以外を対象に広げると学校にとって過重な負担となる。</p>	<p>自転車損害賠償責任保険等の加入促進の項では、「自転車利用者(未成年者を除く)」だが、未成年者は「保護者」に加入義務を課しており、年齢を問わず、自転車を利用する全ての人に対し加入を義務を課している。</p> <p>同様に、頭部を保護し、交通事故の重大化を防止するためのヘルメット着用は、年齢を問わず、自転車を利用する全ての人に対し重要であることから、自転車利用者に対しヘルメットの着用を努力義務としている。</p> <p>ご意見を踏まえ、「通学等」を「通学」に修正。</p>
自転車損害賠償責任保険等の加入促進	自転車利用者	嶋田委員 「自転車利用者」には(未成年者を除く)とあるが、大学の学生には、未成年と成人が混じっており、ややこしい。(名古屋市の条例のように、学校の部類から、大学を除くことも考えられる。)	<p>自転車利用者が未成年者の場合は、「保護者」に当該未成年者に対する自転車損害賠償責任保険等の加入義務を課している。つまり、大学生等の年齢に関係なく、愛知県内で自転車を利用する人は全て保険等の加入が義務となる。</p>
	自転車貸事業者	教育委員会 <p>保険加入を義務付けるのは不適切。「借受者に保険加入させなければならない」又は、「保険に加入していない者に自転車を貸し付けてはならない」が適切ではないか。</p>	<p>ご意見のとおり、ただし書きにおいて「当該自転車利用者、自転車利用事業者、自転車貸付事業者、保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。」と記載済み。</p> <p>自転車損害賠償責任保険等には、利用者だけでなく、定期的な保守点検とともに車両にかかる保険もある。貸付事業者は自身が管理する自転車を貸し付ける以上、客となる利用者が起こした不慮の事故にも備える必要があると考える。</p>
	学校の長	<p>部活動等で自転車を利用する児童生徒の保険加入の確認をするのは困難であり、実効性が伴わないため削除してほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「通学等」を「通学」に修正。</p>